

内 容 (テーマ)	「災害時に備えた相互協力」と「行政財産の一時使用」に関するいなべ警察署との覚書締結
日 時 (時 期)	平成24年8月30日(木) 定例記者会見終了後
場 所	いなべ市役所 員弁庁舎 第7会議室
市長出席の有無	有
特 記 事 項	● 相互協力に関する覚書 災害の発生や拡大の防御・防止を円滑かつ迅速におこなうため、次の情報を相互提供することについて覚書を交わします。 ・死者、行方不明者、負傷者等人的被害に関する情報 ・建物被害、交通網被害、ライフライン被害等の物的被害に関する情報 など ● 行政財産一時使用の覚書 大規模災害等によって、いなべ警察署が使用不能となったとき、次のいなべ市役所の施設を一時使用することについて覚書を交わします。 ・いなべ市大安スポーツ公園体育館(いなべ市大安町大井田 2704 番地) ・いなべ市北勢体育館(いなべ市北勢町阿下喜 2624 番地 2)
担当課係名 電 話 番 号	総務部 危機管理課 0594-74-5898
記者説明の 有 ・ 無	無